

岐阜県公報

第二千四百七十四号
平成二十五年八月二十七日
(火曜日)

目次

告示

有害興行の指定
道路の区域変更
保安林の指定予定

(男女参画青少年課) 五七三
(道路維持課) 五七四
(恵那農林事務所) 五七四

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
水源地域の指定の区域の縦覧
開発行為の工事の完了

(環境生活政策課) 五七四
(林政課) 五七五
(建築指導課) 五七七

告示

岐阜県告示第四百八号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十五年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	妹・OL・人妻 すげえ丸出し	オーピー映画	オーピー映画
	熟女事務員 癖になる痴態	新日本映画	新日本映画
	新任女刑務官 禁じられた関係	新日本映画	新日本映画
	SEX診療室 あえぐ熟巨乳	オーピー映画	オーピー映画
	黒い団地妻 妊娠したい同居者	新日本映画	新日本映画
	尼寺 姦淫姉妹	新東宝映画	新東宝映画
	禁欲シスター 犯りたい折り	大蔵映画	大蔵映画
	喪服不倫妻 こすれあう局部	新東宝映画	新東宝映画
	奴隷愛人 めざめた人妻	新東宝映画	新東宝映画
	乱宴の宿 湯けむり未亡人	オーピー映画	オーピー映画
	道化死でるぜ! (原題)STITCHES	松竹	松竹

- 2 指定年月日
平成25年8月27日
- 3 指定理由
著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年八月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更別前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町那比字白倉五六六一番一地从先から同市同五四九〇番一地从先まで	前 後	九〇・〇 九〇・〇	二九三・二 二九三・二	

岐阜県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
中津川市落合字横挽一三五八の三三
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年七月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人クローバ！
- 三 代表者の氏名
島田 貴子
- 四 主たる事務所の所在地
岐阜県岐阜市北鶉四丁目四〇番地三

五 定款に記載された目的 この法人は、主に家事や育児に従事する女性に対して、地域社会との交流、知識の向上、社会支援などの契機および存続にかかわる事業を行い、健全で明るい社会の実現および地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年八月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人オープンハウスCAN
- 三 代表者の氏名 伊藤 佐代子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市石長町八番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある方とご家族に対し、地域生活支援に関する事業を行い、併せて障害のある方と市民が共生するまじくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年八月五日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひなたぼっこ
- 三 代表者の氏名 斎藤 啓治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市蛭川四八二〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、非営利、協同の事業に関心をもつ人々によって、ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者、障害者および子供たちとご家族にたいし、地域生活支援に関する事業をおこない、共に共生する街づくりと地域福祉の増進をはかることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十五年八月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人じょう保会
- 三 代表者の氏名 可児 要
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県加茂郡川辺町比久見二二三〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、自然環境に恵まれた地形を生かし、広域的な活動として、主に中濃地域に対して、知的障害者の豊かな社会生活の支援及び、障害児童の情操と自主性を育み、地元地域の高齢者介護予防と生きがい活動支援に関する事業を行い、川辺町及び中濃地域を中心に地域福祉に寄与することを目的とする。

水源地域の指定の区域の案の縦覧

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第一項の規

定により、水源地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり水源地域の指定の区域の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域内の土地の所有権等（所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下同じ。）を有する者及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、当該水源地域の指定の区域の案について岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 水源地域の指定の区域の案及び縦覧場所

市町村名	指 定 の 区 域	縦 覧 場 所
岐阜市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県岐阜農林事務所及び岐阜市農林部農林園芸課
大垣市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県西濃農林事務所及び大垣市経済部農林課
高山市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県飛騨農林事務所及び高山市農政部長務課
関市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県中濃農林事務所及び関市経済部林業振興課
中津川市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県恵那農林事務所及び中津川市農林部林業振興課
美濃市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県中濃農林事務所及び美濃市産業振興部産業課
瑞浪市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県東濃農林事務所及び瑞浪市経済環

恵那市	次の図に示すとおり	境部農林課
美濃加茂市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県恵那農林事務所及び恵那市経済部林業振興課
山県市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県岐阜農林事務所及び山県市産業課
飛驒市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県飛騨農林事務所及び飛驒市農林部農林課
郡上市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課
下呂市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県下呂農林事務所及び下呂市農林部林務課
海津市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県西濃農林事務所及び海津市産業経済部農林振興課
関ヶ原町	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県西濃農林事務所及び関ヶ原町産業建設課
揖斐川町	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町産業建設部農林振興課
川辺町	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県可茂農林事務所及び川辺町産業環境課
七宗町	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県可茂農林事務所及び七宗町農林建設課

八百津町	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県可 茂農林事務所及び八百津町産業 課		平成二十五年九月九日まで 三 注意事項 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。 1 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 2 指定をしようとする区域内の土地の所有権等又は利害関係を有することを明らかにする事項 開発行為の工事は完了
白川町	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県可 茂農林事務所及び白川町農林商 工課		次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号） 第三十六条第三項の規定により公示する。 平成二十五年八月二十七日
東白川村	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県可 茂農林事務所及び東白川村産業 建設課		岐阜県知事 古 田 肇
白川村	次の図に示すとおり	岐阜県林政部林政課、岐阜県飛 騨農林事務所及び白川村基盤整 備課	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名 愛知県一宮市東出町七番地の一 株式会社工サキホーム 代表取締役 江 寄 光 彦
開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第九 三号の二 平成二五・四・一九 同岐西建築第一〇〇 号の一六 同二五・七・三〇	羽島市竹鼻町字西須賀二一五六番、一 一五八番、一一五九番、一一六一番 四、一一六二番及び一一七二番から一 一七三番まで	道路	開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名
同岐西建築第八〇号の一 八 同二五・四・一一	安八郡神戸町大字西保字村東一五九番 一及び一五九番五	道路	同	揖斐郡大野町大字大野二二二番地三三 株式会社小森不動産 代表取締役 小 森 美 穂
同岐西建築第八二号の六 同二五・四・〇一 同岐西建築第一〇〇 号の五 同二五・五・一三 同岐西建築第一〇〇 号の一三 同二五・七・八	揖斐郡池田町池野字大池東二九五番二 の一部、二九八番の一部、二九九番の 一部、三〇〇番の一部、三〇一番の 一部、三〇二番の一部、三〇三番の 一部及び三〇四番の一部	緑地、消防 の用に供す る貯水施設	同	揖斐郡池田町六之井一四六八番地の一 揖斐郡池田町長 岡 崎 和 夫

二 縦覧期間
（「次の図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
平成二十五年八月二十七日から

平成二十五年九月九日まで
三 注意事項
意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
1 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
2 指定をしようとする区域内の土地の所有権等又は利害関係を有することを明らかにする事項
開発行為の工事は完了
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により公示する。
平成二十五年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十五年八月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社